

- 全労働階級の切實なる要不をある。而して次第は労働組合の階子として左の要求を程むする。
- 一 労働組合の目的は労働生活の諸条件の維持改善にあることを明定する。
 - 二 労働組合の組織に企業別、職業別、産業別等の制限を加へざるは勿論。
 - 三 労働組合の法人たることを自白とする。
 - 四 労働組合は労働者によることを明白とする。
 - 五 労働組合は労働者によることを明白とする。
 - 六 労働組合の加入権保護を確保する。
 - 七 労働協約権を確保する。
 - 八 労働組合に持統なる義務又監督規定を設けぬ。
 - 九 行政官廳による解散命令の決定を労働組合法に設けぬ。

一 趣旨

労働者の生活賃銀法制定の目的は、労働者の生活賃銀法を制定するにあり。労働者の生活を以て規制すること。而してその最低限度は労働者の生活賃銀法を制定すること。

適用範囲

労働者として通商の生活を営むに足る程度を標準とする。労働者と適用すべきこと。

最低限度

労働者の生活賃銀法を制定すること。労働者の生活を以て規制すること。而してその最低限度は労働者の生活賃銀法を制定すること。労働者の生活を以て規制すること。而してその最低限度は労働者の生活賃銀法を制定すること。

最底限度

労働者の生活賃銀法を制定すること。労働者の生活を以て規制すること。而してその最低限度は労働者の生活賃銀法を制定すること。